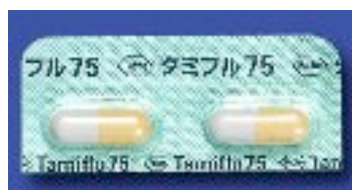


2007年12月4日

各位

薬剤部／薬品情報室（DI室）



DI・BOX#0268

タミフル服用後の異常行動について

抗インフルエンザウイルス剤「タミフル」（カプセル、ドライシロップ3%）（中外）は、本剤を服用した10代のインフルエンザ患者が転落死する事例等が報告されたことから、本年3月に緊急安全性情報が発行され、10～19歳への使用は原則禁忌となりました。

タミフルの服用と異常行動の関係については、本年4月に厚生労働省により設置されたタミフルワーキンググループにて調査中ですが、現時点では因果関係は結論づけられていません。

本年9月30日までに集積されたタミフル服用患者における異常行動の報告は282例で、そのうち死亡例は8例と報告されています。その内訳は10歳未満が95例（34%）、10～19歳が143例（51%）、20歳以上が44例（15%）と未成年で多い傾向があるものの、成人でも報告されており、年齢に関係なく注意が必要です。

タミフルの処方にあたっては、引き続き、次の点に注意してください。

- ・10～19歳のインフルエンザ患者には原則禁忌です。
- ・タミフルの使用は「年齢に関係なく」合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合など必要性を十分検討し、患者・家族に十分な説明を行い、同意を得た上で処方してください。

なお、インフルエンザ患者については、タミフルの使用の有無に関係なく、異常言動が認められており、まれに脳炎・脳症（特に10歳未満）を来すことが報告されているため、次の点を十分注意するよう患者・家族に対し説明を行ってください。

- （1）異常行動の発現のおそれがあること
- （2）最低2日間は、保護者等は小児・未成年者が1人にならないよう配慮すること

* 詳細・不明な点につきましては医薬品情報室（3194）までお問い合わせください。

* 「DI・BOX」は電子カルテ（EGMAIN）の掲示板およびイントラネットで参照・検索できます。